

## 約款 募集型企画旅行契約の部 新旧対比表

[ 改正 ]	[ 現行 ]
<p>別紙 特別補償規程 第3章 補償金等の種類及び支払額 第9条 (通院見舞金の支払い)</p> <p>当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院、診療所又はオンライン診療受診施設に通い、医師の治療を受けること（往診及びオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。</p>	<p>別紙 特別補償規程 第3章 補償金等の種類及び支払額 第9条 (通院見舞金の支払い)</p> <p>当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。</p>

## 約款 受注型企画旅行契約の部 新旧対比表

[ 改正 ]	[ 現行 ]
<p>別紙 特別補償規程 第3章 補償金等の種類及び支払額 第9条 (通院見舞金の支払い)</p> <p>当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院、診療所又はオンライン診療受診施設に通い、医師の治療を受けること（往診及びオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。</p>	<p>別紙 特別補償規程 第3章 補償金等の種類及び支払額 第9条 (通院見舞金の支払い)</p> <p>当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。</p>